

# JICA 統計実務便覧

1989年7月

国際協力事業団  
総務部 情報管理課

情 管

J R

89-5

NO. 61

ARY

国際協力事業団

19911

JKA LIBRARY



1076960(2)



## 目 次

国際協力事業団事業実績統計規程	1
統計集計要領	6
分野別分類解釈基準（参考）	31
コード一覧表	
事業費コード	41
担当部課コード	42
国（地域）コード	45
国際機関・援助機関コード	51
分野分類コード	58
形態分類コード	60
調査種類コード	62
調査事項コード	64
身分、号、性別、費用出所コード	66
専門家長短区分、研修員レベル、受入形態コード	67



国際協力事業団事業実績統計規程を次のとおり定める。

昭和55年12月6日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

規程第18号

## 国際協力事業団事業実績統計規程

### (目的)

第1条 この規程は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）における事業実績統計（以下「統計」という。）の作成及び管理について基本的事項を定め、統計の体系を整備するとともに、その正確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において統計とは、事業団が実施する各種事業に関し、その実績を把握し、事業計画策定の基礎とし、又は事業団外部へ公表することを目的として作成する各種統計資料をいう。

### (統計の種類)

第3条 事業団が作成する統計は、総括統計、個別統計及び業務参考統計の3種類とし、その意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 総括統計は、事業団が実施する事業全般について総括的に取りまとめる統計をいう。
- (2) 個別統計は、事業団が実施する事業について個別的かつ定期的に取りまとめる統計をいう。
- (3) 業務参考統計は、業務遂行上の必要により作成する統計で、前2号に掲げる統計以外のものをいう。

### (指定統計)

第4条 総括統計のうち特に重要なものを事業団の指定統計（以下「指定統計」という。）とする。

2 指定統計は、別表に掲げるところによる。

（指定統計の作成）

第5条 指定統計は、総務部長の承認を得て、総務部情報管理課が作成する。

2 指定統計の集計項目、内容及び集計方法は、別に定める統計集計要領（以下「集計要領」という。）によるものとする。

（指定統計以外の統計の作成）

第6条 指定統計以外の統計は、必要に応じ、その事業を主管する課が作成する。

2 指定統計以外の統括統計及び個別統計を作成するときは、所属部長の承認を得なければならない。この場合、集計項目、内容、集計方法等について総務部長に協議するものとする。

3 指定統計以外の統計の集計項目、内容及び集計方法は、集計要領に準ずるものとする。ただし、集計要領により難いときは、この限りでない。

（統計管理者及び統計担当者）

第7条 統括統計及び個別統計の作成及び管理を円滑に行うため、統計管理者を置くものとし、当該統計を作成する課（以下「統計管理課」という。）の長がその職務にあたるものとする。

2 統計管理者は、統計の正確な作成及び適正な管理を行うため、その事務を担当する者（以下「統計担当者」という。）を定めるものとする。

（統計の作成に対する協力）

第8条 統計管理者は、統計の作成にあたり関係各部の協力を必要とする場合には、その作成に必要な基礎資料の内容を明らかにし、所属部長の承認を得て関係各部の長に対し、必要な資料の提供を求めるものとする。

（統計の管理等）

第9条 作成した統計を印刷製本する場合の取扱い区分、管理等については、国際協力事業団報告書の作成及び管理に関する規程（昭和53年規程第9号）に定めるところによる。

2 前項に規定する場合以外の取扱い区分、管理等については、その都度その統計を主管する部長が決定する。

(統計の公表)

第10条 事業団の外部へ公表する統計は、原則として指定統計に限るものとする。

2 総務部長は、公表することを主な目的として作成する指定統計については、広く一般の者に公表する等統計を有効に利用するための措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

別 表

指 定 統 計

1. 國際協力事業團年報付属統計
2. 國際協力事業團事業実績表（人數実績編）
3. 國際協力事業團事業実績表（総括編）
4. 国別事業実績
5. DAC 年次審査用統計（技術協力）
6. DAC 年次審査用統計（投融資）

平成元年7月13日

通達（総）第61号

各部・室・事務局長 殿  
各機関の長

総裁

### 指定統計の集計の取扱いについて

国際協力事業団事業実績統計規程（昭和55年規程第18号）第5条第2項に規定する統計集計要領を別紙のとおり定めたので、指定統計の集計については、平成元年4月1日から同要領により取り扱うこととされたい。

なお、昭和63年通達（総）第23号は、廃止する。

# 統計集計要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、国際協力事業団事業実績統計規程第5条第2項の規定に基づき、指定統計（DAC年次審査用統計を除く。以下同じ。）の集計項目、内容及び集計方法を定めるものとする。

### (集計項目)

第2条 指定統計の集計項目は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号。以下「事業団法」という。）第21条に規定する国際協力事業団（以下「事業団」という。）の業務について、形態別に分類するものとし、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 研修員受入
- (2) 専門家派遣
- (3) 調査団派遣
- (4) 協力隊員派遣
- (5) 機材供与
- (6) 投融資
- (7) 移住者渡航
- (8) 専門家養成確保及び福利厚生
- (9) プロジェクト方式協力

### (集計内容)

第3条 指定統計の集計内容は、件数、調査団派遣数、対象国数・対象国際機関数、人数・人月数、経費その他必要な内容のものとする。

### (集計方法)

第4条 指定統計は、第2条に掲げる集計項目について、前条に規定する集計内容を新規・継続別、年度別、地域・国別、分野別又は性別に分類して集計する。

2 前項に規定するもののほか、第2条第2号に掲げる専門家派遣については、所属先区分別及び長期・短期別に、同条第3号に掲げる調査團派遣については、所属先区分別及び調査段階別に分類して集計する。

## 第2章 集計項目

### (研修員受入)

第5条 第2条第1号に掲げる研修員受入は、次の各号に定めるところにより分類する。

(1) 技術研修員 事業団法第21条第1項第1号イの規定に基づき、技術の研修を行う目的で、開発途上地域から受け入れた研修員をいい、次のように区分する。

イ 一般研修員 開発途上国の要請に基づき実施する研修に参加した次に掲げる研修員をいう。

(イ) 一般技術研修員 我が国が経費の全部を負担して本邦において実施する研修に参加した研修員

(ロ) 政府一般要請研修員 我が国が経費の一部を負担して本邦において実施する研修に参加した研修員

(ハ) 第三国研修員 我が国が経費の全部又は一部を負担して本邦以外の第三国において実施する研修に参加した研修員

(ニ) カウンターパート研修員 事業団が開発途上地域において実施するプロジェクト協力の効果を高めることを目的として実施する研修に参加した研修員

- (1) 國際機關研修員 國際連合その他國際機關の要請に基づき、本邦において実施する研修に参加した研修員をいう。
- (2) 青年招へい研修員 事業團法第21条第1項第1号イの規定に基づき、我が国青年との交流を通じ相互理解を深め友情を培う目的で開発途上地域から受け入れた研修員をいう。
- (3) 開發協力研修員 事業團法第21条第1項第3号ニ及びホの規定に基づき、開發事業又は関連施設整備事業に必要な技術の研修を行う目的で開発途上地域等から受け入れた研修員をいう。
- (4) 移住研修員 事業團法第21条第1項第4号の規定に基づき、移住者又はその子弟の技術向上に必要な研修を行う目的で受け入れた研修員をいう。
- (5) その他の研修員 前各号に該当しない研修員をいう。

(専門家派遣)

第6条 第2条第2号に掲げる専門家派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 技術専門家 事業團法第21条第1項第1号ロ及び同項第7号の規定に基づき派遣した専門家をいい、次のように区分する。
  - イ 一般専門家 開發途上国の要請に基づき派遣した次に掲げる専門家をいう。
    - (イ) 一般技術専門家 我が国が経費の全部又は一部を負担して開發途上国の政府機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣した専門家
    - (ロ) 有償派遣等特別専門家 我が国が経費の一部を負担して開發途上国の政府機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣した専門家

ロ 国際機関専門家 国際連合その他国際機関の要請に基づき派遣した専門家をいう。

(2) プロジェクト方式専門家 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき、プロジェクト事業のために開発途上地域に派遣した専門家をいい、次のように区分する。

イ 社会開発協力専門家 社会開発協力事業費により派遣した専門家をいう。

ロ 保健医療協力専門家 保健医療協力事業費により派遣した専門家をいう。

ハ 人口家族計画専門家 人口家族計画協力事業費により派遣した専門家をいう。

ニ 農林水産業協力専門家 農林水産業協力事業費により派遣した専門家をいう。

ホ 産業開発協力専門家 産業開発協力事業費により派遣した専門家をいう。

(3) 開発協力専門家 事業団法第21条第1項第3号ニ及びホの規定に基づき、開発事業又は関連施設整備事業に必要な技術の指導のため開発途上地域等に派遣した専門家をいう。

(4) 移住者指導専門家 事業団法第21条第1項第4号の規定に基づき、移住者の援助及び指導のため海外に派遣した専門家をいう。

(5) 災害援助等協力専門家 事業団法第21条第1項第1号ロの規定に基づき、開発途上地域の難民を救済する目的で派遣した専門家及び同項第4号の2の規定に基づき実施する国際緊急援助事業に関連し派遣した専門家をいう。

(6) 援助効率促進専門家 事業団法第21条第1項第6号の規定に基づき、個々の

協力計画が全体として調和よく実施できるようにあらかじめ案件の形成を企画促進していくために派遣した専門家をいう。

(7) その他の専門家 前各号に該当しない専門家をいう。

(調査團派遣)

第 7 条 第2条第3号に掲げる調査團派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

(1) 研修員受入調査團 事業團法第21条第1項第1号イの規定に基づき実施する技術研修員受入事業に関し派遣した調査團をいう。

(2) 青年招へい調査團 事業團法第21条第1項第1号イの規定に基づき実施する青年招へい事業に関し派遣した調査團をいう。

(3) 専門家派遣調査團 事業團法第21条第1項第1号ロ及び同項第7号の規定に基づき実施する技術協力専門家派遣事業に関し派遣した調査團をいう。

(4) 機材供与調査團 事業團法第21条第1項第1号ハの規定に基づき実施する技術協力機材供与事業に関し派遣した調査團をいう。

(5) 開発調査方式調査團 開発調査方式調査團は、次のように区分する。

イ 開発調査調査團 事業團法第21条第1項第1号ホの規定に基づき実施する開発調査事業に関し派遣した調査團をいう。

ロ 海外開発計画調査團 事業團法第21条第1項第7号の規定に基づき実施する海外開発計画調査事業に関し派遣した調査團をいう。

ハ 資源開発協力基礎調査團 事業團法第21条第1項第7号の規定に基づき実施する資源開発協力基礎調査事業に関し派遣した調査團をいう。

(6) プロジェクト方式調査団 プロジェクト方式調査団は、次のように区分する。

イ 社会開発事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき実施する社会開発協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ロ 保健医療協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき実施する保健医療協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ハ 人口家族計画協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき実施する人口家族計画協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ニ 農林水産業協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき実施する農林水産業協力事業に関し派遣した調査団をいう。

ホ 産業開発協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき実施する産業開発協力事業に関し派遣した調査団をいう。

(7) 専門家等福利厚生調査団 事業団法第21条第1項の規定に基づき実施する技術協力等に係る専門家の福利厚生に関し派遣した調査団をいう。

(8) 専門家養成確保調査団 事業団法第21条第1項第5号の規定に基づき実施する専門家の養成確保事業に関し派遣した調査団をいう。

(9) 無償資金協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ホ及び同項第1号の2の規定に基づき実施する無償資金協力事業に関し派遣した調査団をいう。

(10) 開発協力調査団 事業団法第21条第1項第3号ニの規定に基づき実施する開発協力事業に関し派遣した調査団をいう。

(11) 青年海外協力隊調査団 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき実施する青年海外協力隊派遣事業に関し派遣した調査団をいう。

- (12) 移住事業調査団 事業団法第21条第1項第4号の規定に基づき実施する海外移住事業に関し派遣した調査団をいう。
- (13) 災害援助等協力調査団 事業団法第21条第1項第1号ロ及び同項第4号の2の規定に基づき実施する災害援助等協力事業に関し派遣した調査団をいう。
- (14) 援助効率促進調査団 事業団法第21条に基づき実施する事業に関し、その効率的、効果的な実施を図るため、案件の発掘、事業の評価等の調査を行うことを目的として派遣した調査団をいう。
- (15) その他の調査団 前各号に該当しない調査団をいう。

(協力隊員派遣)

第8条 第2条第4号に掲げる協力隊員派遣は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 一般隊員 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、隊員として選考及び訓練を行い開発途上地域に派遣した隊員（次号及び第3号に規定するものを除く。）をいう。
- (2) シニア隊員 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、一般隊員としての活動期間を終了した者の中からシニア隊員（調整員を含む。）の選考及び訓練を行い開発途上地域に派遣した隊員をいう。
- (3) 国連ボランティア 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき、国際連合の要請により派遣した隊員をいう。

(機材供与)

第9条 第2条第5号に掲げる機材供与は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 単 独 機 材 事業団法第21条第1項第1号ハの規定に基づき、専門家若しくは協力隊員の現地指導又は研修員の帰国後の活動を支援する目的で開発途上国の要請により供与した機材をいう。
- (2) 携 行 機 材 携行機材は、次のように区分する。
- イ 専門家携行機材 事業団法第21条第1項第1号ロ及びニ並びに同項第3号ニ及びホの規定に基づき派遣する専門家の現地指導に必要な機材であって、専門家が携行し、供与したものをいう。
- ロ 協 力 隊 員 携 行 機 材 事業団法第21条第1項第2号の規定に基づき派遣する協力隊員の協力活動に必要な機材であって、協力隊員が携行し、供与したものをいう。
- (3) プロジェクト 方 式 機 材 事業団法第21条第1項第1号ニの規定に基づき、プロジェクト方式協力の一環として供与した機材をいう。
- (4) 調 査 機 材 事業団法第21条第1項の規定に基づき実施する調査團の現地調査に必要な機材であって、原則として、海外開発計画調査費により派遣する調査團が携行し、供与したものをいう。
- (5) その他の機材 前各号に該当しない機材をいう。

#### (投融資)

第10条 第2条第6号に掲げる投融資は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 開 発 投 融 資 事業団法第21条第1項第3号イ及びロの規定に基づき、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の

開発に協力するため、事業団が行った資金の貸付け、債務の保証又は資金の出資（以下「投融資」という。）をいい、次のように区分する。

- イ 関連施設の整備に必要な投融資
  - ロ 試験的事業に必要な投融資
- (2) 移住投融資 事業団法第21条第1項第4号ヘ及びトの規定に基づき、移住者の定着及び安定を図るため事業団が行った投融資をいい、次のように区分する。

- イ 移住者又はその団体に対し行った投融資
- ロ 移住者の定着及び安定に寄与すると認められる事業を行う者に対し行った投融資

(移住者渡航)

第11条 第2条第7号に掲げる移住者渡航は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 事業団扱い移住者 事業団法第21条第1項第4号イの規定に基づき、事業団が海外移住に関し相談に応じ、及びあっせんを行い、「移住者適格通知書」を発給した移住者をいう。
- (2) 渡航費支給移住者 前号に規定する移住者のうち事業団法第21条第1項第4号ロの規定に基づき、渡航費を支給した移住者をいう。
- (3) 海外開発青年 事業団法第21条第1項第4号ロの規定に基づき実施する海外開発青年制度により渡航した移住希望者をいう。

(専門家養成確保及び福利厚生)

第12条 第2条第8号に掲げる専門家の養成確保及び福利厚生は、次の各号に定めるところにより分類する。

- (1) 養成確保専門家 事業団法第21条第1項第5号の規定に基づき養成及び

確保した者をいい、次のように区分する。

イ 養成専門家 技術協力事業に従事する人材（開発協力事業において、技術の指導に従事する人材を含む。）として養成した次に掲げる者をいう。

- (イ) 派遣前研修了者 海外に派遣することが決定された専門家であって、任国において業務を効果的に実施するために必要な語学力及び技術の向上を目的として実施する研修に参加した者
- (ロ) 中期研修修了者 近い将来専門家として派遣することが見込まれる者であって、専門家として必要な語学力及び専門能力の向上を目的として国内及び海外において実施する中期研修に参加したもの
- (ハ) 海外長期研修修了者 将来国際協力事業の分野において実務的かつ指導的な役割を果し得る専門家を養成するため、国内で蓄積の少ない専門技術の修得を目的として海外において実施する長期の研修に参加した者
- (ニ) 帰国専門家等 国内長期技術研修修了者 帰国専門家、帰国隊員等であり、かつ専門家として再派遣されることが予定される者であって、技術の向上を目的として国内において実施する長期の研修に参加したもの
- (ホ) 技術協力総合研修コース修了者 技術協力の業務種別に応じ、技術協力実施に必要な総合的な知識を付与することを目的として研修に参加した者
- (ヘ) 留学生 将来、広く我が国の経済技術協力に従事しようとする者であって、事業団の指示に基づき開発途上国の

経済、社会問題等、我が国で技術又は知識の蓄積の少ない分野について海外の大学等での研修に参加したもの。

(ト) その他の研修者 前各号に該当しない者

ロ 確保専門家 専門家の派遣を迅速かつ的確に行うために必要な人材として確保した次に掲げる者をいう。

(イ) 登録専門家 「派遣専門家登録実施要綱」(昭和52年国協達第17号)の規定に基づき事業団が登録した者

(ロ) 特別嘱託 「国際協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する要綱」(昭和50年国協達第7号)の規定に基づき事業団が委嘱した者

(ハ) 専門技術嘱託 「専門技術嘱託に関する達」(昭和54年国協達第25号)の規定に基づき事業団が委嘱した者

(ニ) 国際協力専門員 技術協力専門家としての適性を有し、かつ、ライフワークとして国際協力業務に従事することを志向する者であつて、「国際協力専門員に関する達」(昭和58年国協達第23号)の規定に基づき事業団が委嘱したもの

(2) 専門家等福利厚生 専門家等の福利厚生に必要な健康管理、災害補償、生活環境整備等の事業をいう。

(プロジェクト方式協力)

第13条 第2条第9号に掲げるプロジェクト方式協力は、相手国に協力の拠点を置き、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を効果的に組み合わせて当該国の開発に適した技術の開発、研究及び必要な人材の訓練を計画的に実施する協力形態であつて、社会開発協力事業費、保健医療協力事業費、人口家族計画協

力事業費、農林水産業協力事業費、産業開発協力事業費等により実施したもの  
をいい、次の各号に掲げる項目によりプロジェクトごとに分類する。

- (1) 第5条第1号イの(一)に掲げるカウンターパート研修員
- (2) 第6条第2号に掲げるプロジェクト方式専門家
- (3) 第7条第6号に掲げるプロジェクト方式調査団
- (4) 第9条第3号に掲げるプロジェクト方式機材

### 第3章 集計内容

#### (件 数)

第14条 第3条に規定する件数の集計の対象は、第7条第5号、第6号、第9号及び第10号に規定する調査団とし、その算定基準は、1協力案件をもって1件とする。

#### (調査団派遣数)

第15条 第3条に規定する調査団派遣数の集計の対象は、第7条各号に規定する調査団とし、その算定基準は、1派遣計画をもって1派遣とする。

#### (対象国・対象国際機関数)

第16条 第3条に規定する対象国・対象国際機関数の集計の対象は、第2条各号に掲げる項目（同条第8号に掲げるものを除く。）とし、その算定基準は、我が国が協力を実施した国又は国際機関の数とする。

#### (人数・人月数)

第17条 第3条に規定する人数・人月数の集計の対象は、第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号（福利厚生に関するものを除く。）及び第9号に掲げる項目とし、その算定基準は次の各号に定めるところによる。

##### (1) 人 数 の 算 定 人数の算定は、次に定めるところによる。

イ 事業団が経費の全部又は一部を負担した者の人数とし、研修員受入につ

いては研修に参加した人数、専門家養成確保については、研修に参加した人数又は登録若しくは委嘱した人数、その他のものについては、本邦を出発した人数とする。

ロイに規定する人数算定の開始日は、次による。

- (イ) 研修員受入については、本邦で研修する場合にあっては本邦に到着した日、本邦以外で研修する場合にあっては研修を開始した日とする。
- (ロ) 専門家養成確保については、研修に参加した日（海外長期研修にあっては本邦を出発した日）又は登録若しくは委嘱した日とする。
- (ハ) その他のものについては、本邦を出発した日とする。

ハイに規定する人数算定の完了日は、次による。

- (イ) 研修員受入については、本邦で研修する場合にあっては本邦を出発した日、本邦以外で研修する場合にあっては研修を完了した日とする。
- (ロ) 専門家養成確保については、研修を完了した日（海外長期研修にあっては本邦に到着した日）又は登録若しくは委嘱を解除した日とする。
- (ハ) その他のものについては、本邦に到着した日とする。

(2) 人 数 の 算 定 前号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、  
の 例 外 当該各号に定めるところにより算定する。

イ 派遣中の専門家について、任期の途中において予算区分に変更があった場合

変更のあった日をもって本邦に到着した日とみなし、その翌日をもって本邦を出発し、変更後の予算区分により新たに派遣したものとみなす。

ロ 一部調査団員が本邦に帰国することなく、異なる目的を有する他の調査團（以下「他の調査團」という。）に参加した場合

当該調査団員に係る現地調査業務の完了した日をもって本邦に到着した日とみなし、その日の翌日をもって本邦を出發して他の調査團に参加した

ものとみなす。

ハ 協力隊員が本邦に帰国することなく他の国に派遣された場合

前派遣国を出発した日をもって本邦に到着したものとみなし、新派遣国に到着した日をもって本邦を出発し、当該国に新たに派遣されたものとみなす。

ニ 「専門家等の一時帰国に関する基準」(昭和51年国協達第20号) その他の取扱いに基づき、専門家又は協力隊員が派遣期間中に一時帰国した場合

第1号に規定する場合の開始日及び完了日の算定の対象としない。

ホ 現地に滞在する者（専門家及び協力隊員を除く。）が調査団の団員として現地参加した場合

現地参加した日をもって本邦を出発した日とみなし、業務を完了した日をもって本邦に到着した日とみなす。

(3) 人月数の算定 次の算式により計算して得た数について、小数点第2位を四捨五入して算定する。

$$\text{人月数} = \text{人数} \times \frac{\text{開始日から起算して完了日までの日数}}{30}$$

(経 費)

第18条 第3条に規定する経費の集計の対象は、第2条各号に掲げる項目とし、その算定基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 経費は、支出決定済額によるものとし、各事業について予算科目別に算定する。
- (2) 経費を外国通貨で表示する必要のある場合は、原則として米国ドルを使用する。この場合において、換算率は固定レートにあってはそのレート、変動レートにあっては原則として前年のD.A.C.統計に使用した換算率を使用する

ものとする。

(その他必要な内容)

第 19 条 第 3 条に規定するその他必要な内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 無償資金協力促進事業に係る次に掲げる項目とする。

イ 無償資金協力の件名

ロ 無償資金協力に係る交換公文締結年月日

ハ 無償資金供与限度額

(2) 投融資に係る次に掲げる項目とする。

イ 投融資の件名

ロ 事業内容

ハ 事業地

ニ 承諾額及び承諾年月日

ホ 契約額及び契約年月日

ヘ 実行額及び実行年月日

ト 利率

チ 債還期限

リ 据置期間

ヌ グラント・エレメント

第4章 集計方法

(新規・継続別)

第 20 条 第 4 条第 1 項の規定に基づき、各集計項目に係る集計内容について新規・継続別に集計する場合は、次の各号に定めるところにより分類して行う。

(1) 新規 当該事業年度に新たに実施した事業をいう。

(2) 繼続：前事業年度から当該事業年度に継続して実施した事業をいう。

(年 度 別)

第 21 条 第4条第1項の規定に基づき、各集計項目に係る集計内容について年度別に集計する場合には、事業團法第26条に規定する事業年度によるものとする。ただし、第14条から第17条までに規定する集計内容について、当事業年度予算により翌事業年度の4月1日以降に実施する場合には、当該内容は、翌事業年度の実績として集計する。

(地域・国別)

第 22 条 第4条第1項の規定に基づき、各集計項目（第2条第8号に掲げるものを除く。）に係る集計内容について地域・国別に集計する場合には、「国名表記及び国の地域分類について」（昭和52年通達（総）第55号）に定めるところにより分類して行うものとし、国名は同通達別表第1に定める一般名称を用いるものとする。この場合、同一地域の複数国にわたり派遣される専門家、調査団等にあっては、当該地域の国別分類不能欄に、複数地域にわたり派遣される専門家、調査団等にあっては、主たる地域の国別分類不能欄にそれぞれ集計する。

(分 野 別)

第 23 条 第4条第1項の規定に基づき、各集計項目（第2条第8号に掲げるものを除く。）に係る集計内容のうち人数又は経費について分野別に集計する場合には、別表に定める分野に分類して行う。

2 前項に規定する分野に分類する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第5条各号に掲げる研修員 当該研修員の研修内容
- (2) 第6条各号に掲げる専門家 当該専門家の指導科目

- (3) 第7条各号に掲げる調査団 第5号の開発調査方式調査団にあってはその主たる調査分野、第6号のプロジェクト方式協力調査団にあってはその主たるプロジェクト協力分野、第9号の無償資金協力調査団にあっては無償資金協力対象分野、第10号の開発協力調査団にあっては開発協力案件分野、その他の調査団にあってはその主たる調査分野
- (4) 第8条各号に掲げる協力隊員 当該隊員の派遣職種
- (5) 第9条各号に掲げる機材供与 第1号の単独機材にあってはその機材の供与目的、第2号の携行機材にあってはその機材を携行した専門家又は協力隊員の指導科目又は派遣職種、第3号のプロジェクト方式機材にあってはそのプロジェクトの協力分野、第4号の調査機材にあってはその機材を携行した調査団の主たる調査分野、第5号のその他の機材にあってはその機材が供与される分野
- (6) 第10条各号に掲げる投融資 当該投融資対象事業分野
- (7) 第11条各号に掲げる移住者 当該移住者の職種
- (8) 第13条に掲げるプロジェクト方式協力 (当該プロジェクトの協力分野)  
(長期・短期別)

第24条 第4条第2項の規定に基づき、専門家について長期・短期別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち対象国数、人數・人月数及び経費について次の各号に定めるところにより分類して行う。

(1) 長期間：派遣期間が1年以上のもの

(2) 短期間：派遣期間が1年未満のもの

(性別)

第25条 第4条第1項の規定に基づき、性別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち、人數・人月数について行う。

(所属先区分別)

第26条 第4条第2項の規定に基づき、専門家及び調査団について所属先区分別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち、人數・人月数について、国家公務員、地方公務員、特殊法人、民間又は無職に分類して行う。

(調査段階別)

第27条 第4条第2項の規定に基づき、調査団（第7条第5号、第6号、第9号、第10号及び第14号に掲げるものに限る。）について調査段階別に集計する場合には、第3条に規定する集計内容のうち、調査団派遣数、人數・人月数及び経費について次の各号に定めるところにより分類して行う。

(1) 開発調査方式 第7条第5号に掲げる開発調査方式調査団は、次のように調査團に区分する。

イ 事前調査團 開発計画調査の対象として取り上げる案件に関し、当該案件の要請の背景、当該国的一般的な事情その他本格調査の実施に必要な資料を収集し、及び現地調査の内容、手法、範囲その他必要な事項について相手国政府と協議を行うために派遣した調査団をいう。

ロ 本格調査團 当該開発計画調査に関し、現地調査を行い、調査報告書を作成するため、原則として事前調査に引き続き派遣した次に掲げる調査団をいう。

(1) 現地調査團 現地踏査、測量、観測、ボーリングその他必要な方

法により、当該調査に関する資料を収集し、及びそれを整理、分析し、報告書を作成するために派遣した調査団

- (ロ) 現地作業監理調査団 現地調査をコンサルタントに実施させる場合に当該調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために調査の手法、進捗状況その他必要な事項についてコンサルタントを指導し、又は必要に応じ相手国政府と協議を行うために派遣した調査団

- (ハ) 報告書説明調査団 調査の結果を取りまとめた報告書の草案を相手国政府に提示し、相手国政府の合意を取り付けるために派遣した調査団

ハ 事業効率促進調査団 開発計画調査の効率的な実施を図るために派遣した次に掲げる調査団をいう。

- (イ) フォローアップ調査団 調査済案件を対象として、プロジェクトの実現段階における調査結果との差異、プロジェクトの遅延や中止の理由等を調査し今後の調査実施に資するため派遣した調査団

- (ロ) 現地セミナー調査団 当該開発計画調査に関し、調査終了時点で調査結果の概要を相手国政府関係者、当該分野の学識経験者等に広く説明し、調査結果の有効利用を図るために派遣した調査団

- (ハ) プロジェクト研究調査団 発展途上国における開発計画や基本的な調査手法等に関して、関連資料を収集し、分析、研究を行うため派遣した調査団

- (2) プロジェクト方式調査団 第7条第6号に掲げるプロジェクト方式調査団は、次の

ように区分する。

- イ 研究・基礎調査団 我が国のプロジェクト方式協力の実施に資するため、開発途上国において実施されているプロジェクト方式協力の実施状況、実施方法等に關し必要な調査を行い、及び資料を収集するために派遣した調査団をいう。
- ロ 事前調査団 プロジェクト方式協力の対象として取り上げる案件に關し、当該案件の要請の背景、当該国的一般的な事情その他本格調査の実施に必要な資料を収集し、及び現地調査の内容、手法、範囲その他必要な事項について相手国政府と協議を行うために派遣した調査団をいう。
- ハ 本格調査団 当該プロジェクト方式協力を実施するため、事前調査に引き続き派遣した次に掲げる調査団をいう。
- (イ) 実施協議調査団 当該プロジェクトの実施に關し、協定の締結に必要な協議又は討議議事録の署名を行うことを主たる目的として派遣した調査団
- (ロ) 巡回指導調査団 当該プロジェクトの実施に關し、プロジェクトの現状を観察し、専門家に対し助言及び指導を行うために派遣した調査団
- (ハ) 計画打合せ調査団 当該プロジェクトの協力期間中に相手国政府とプロジェクトの運営に關し必要な協議を行うために派遣した調査団
- (ニ) 実施設計調査団 当該プロジェクトの基盤整備に關し工事の設計及び施工管理を行う目的で派遣した調査団
- (ホ) 機材管理調査団 当該プロジェクトの協力の一環として供与した機材の使用及び管理状況について調査し、機材の検査及

- び修理を行うとともに必要に応じ当該機材の使用及び管理方法について指導を行い、又は供与する機材に係る情報を収集するため派遣した調査団
- ニ アフターケア 調査団 協力を終了したプロジェクトについて、当該プロジェクトの協力の効果及び活動状況について調査し、必要な指導を行うために派遣した調査団をいう。
- (3) 無償資金協力調査団 第7条第9号に掲げる無償資金協力調査団は、次のように区分する。
- イ 基礎調査団 無償資金協力の実施に資するため開発途上国の建設事情等に關し必要な調査を行い、及び資料を収集するため派遣した調査団をいう。
- ロ 事前調査団 無償資金協力の対象として取り上げる案件に関し、当該案件の要請の背景、当該国的一般的な事情その他基本設計調査に必要な資料を収集するため派遣した調査団をいう。
- ハ 基本設計調査団 無償資金協力対象案件について、計画の概要、規模及び所要額等について調査し、基本設計を作成することを目的として派遣した調査団をいう。
- ニ 実施促進調査団 当該案件に係る契約の締結又はディスバースの促進に關し必要な調査を行うことを目的とした調査団をいう。
- ホ フォローアップ 調査団 無償資金協力実施済案件に關し施設・資機材の破損老朽化等の問題について調査し、必要な措置を行うために派遣した調査団をいう。
- (4) 開発協力調査団 第7条第10号に掲げる開発協力調査団は、次のように区分する。

- イ 基礎一次調査団 試験的事業の主要な対象品目が具体的に予定されている地域で開発の候補地の中から事業適地を選定し、事業の可能性を調査するために派遣した調査団をいう。
- ロ 基礎二次調査団 試験的事業に関し、事業適地の選定後、開発基本構想を策定するために派遣した調査団をいう。
- ハ 開発計画調査団 試験的事業に関し、開発基本構想に基づき、開発の基本計画及び実施計画を策定するために派遣した調査団をいう。
- ニ 計画打合せ調査団 当該開発協力案件に係る調査期間中に相手国政府等と必要な協議を行うために派遣した調査団をいう。
- ホ 作業監理調査団 当該調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために必要に応じ調査作業の指導を行う目的で派遣した調査団をいう。
- ヘ 関連施設整備事前調査団 関連施設整備事業の基本構想を策定するために派遣した調査団をいう。
- ト 関連施設整備実施調査団 関連施設整備事業の基本構想に基づき、基本設計及び建設計画策定等を行うために派遣した調査団をいう。
- チ 地域開発効果等評価調査団 事業開始後一定期間を経過した時点で、当該事業が地域開発に及ぼした効果等を調査するために派遣した調査団をいう。
- リ 投融資審査等調査団 投融資事業に関し必要な調査を実施する目的で派遣した調査団をいう。
- (5) 援助効率促進調査団 第7条第14号に掲げる援助効率促進調査団は、次のように区分する。
- イ 形成・確認調査団 開発途上地域等において情報を収集するとともに開

発途上国政府、国際機関等の関係者と協議を行って  
新たな案件を形成するため派遣した調査団をいう。

ロ 事業評価調査団 終了した案件について評価を行って今後の事業の効果  
的効率的実施を図るため派遣した調査団をいう。

ハ 基礎研究調査団 事業全般にわたる共通的な課題についての基礎研究を  
行うため派遣した調査団をいう。

## 第5章 雜 則

(その他の取り扱い)

第28条 指定統計の集計に関し、この要領により難いときは、総務部長が別に  
定める。

別 表

## 分野別分類表

大分類	中分類	小分類
1. 計画・行政	(1) 開発計画 (2) 行政	①開発計画一般 ②総合地域開発計画 ①行政一般 ②財政・金融 ③環境問題 ④統計 ⑤情報・広報
2. 公共・公益事業	(1) 公益事業 (2) 運輸交通 (3) 社会基盤 (4) 通信・放送	①公益事業一般 ②上水道 ③下水道 ④都市衛生 ①運輸交通一般 ②道路 ③陸運 ④鉄道 ⑤海運・船舶 ⑥港湾 ⑦航空・空港 ⑧都市交通 ⑨気象・地震 ①社会基盤一般 ②河川・砂防 ③水資源開発 ④都市計画・土地造成 ⑤建築・住宅 ⑥測量・地図 ①通信放送一般 ②郵便 ③電気通信 ④放送
3. 農林水産	(1) 農業 (2) 畜産 (3) 林業 (4) 水産	①農業一般 ②養蚕 ③農業土木 ④農業機械 ⑤農産加工 ⑥食糧増産援助 ①畜産 ②家畜衛生 ③畜産加工 ①林業・森林保全 ②林産加工 ①水産 ②水産加工

大分類	中分類	小分類
4. 鉱工業	(1) 鉱業 (2) 工業	①鉱業 ①工業一般 ②化学工業 ③鉄鋼非鉄金属 ④機械工業 ⑤繊維工業 ⑥パルプ・木材製品 ⑦食品工業 ⑧その他工業
5. エネルギー	(1) エネルギー	①エネルギー一般 ②電力 ③ガス・石油 ④新・再生エネルギー ⑤その他エネルギー
6. 商業・観光	(1) 商業・貿易 (2) 観光	①商業経営 ②貿易 ①観光一般 ②観光施設
7. 人的資源	(1) 人的資源 (2) 科学・文化	①人的資源一般 ②体育 ③教育 ④職業訓練 ①科学 ②文化
8. 保健・医療	(1) 保健・医療	①保健・医療 ②人口・家族計画
9. 社会福祉	(1) 社会福祉	①社会福祉 ②労働 ③災害援助 ④食糧援助 ⑤その他福祉
10. その他の	(1) その他の	①その他
合 計 10	20	75

注1. 各分野で該当する次の事項については、それぞれの分野に含めることとする。

- (1) 行政・サービス (2) 計画立案・策定 (3) 調査・測量・ポーリング
- (4) 事業経営 (5) 保守・管理・修理・修繕 (6) 統計の作成
- (7) 人材の育成・教育・訓練 (8) 研究・開発

2. 機械、設備機器の生産は、工業の分野に分類する。

JICA分野別分類解釈基準 (参考)

( ) 内は電算コード

大 分 類 (10分類)	中 分 類 (20分類)	小 分 類 (75分類)	分 類 基 準	分 類 の 具 体 例
1. 計画・行政	(1)開発計画	①開発計画一般 (101010)	開発計画の対象が全般にわたるもの及び開発計画研究等で下記に該当しないもの (開発計画の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	経済開発計画、社会開発計画、経済協力、技術協力、開発理論、開発行政
		②総合・地域開発計画 (101020)	複数国間、又は一国内の特定地域全体を対象とした開発計画	総合開発計画、地域開発計画 対象が明確に特定分野に限定されるものは各分野に区分 (例) 農業総合開発計画 → 農業
	(2)行政	①行政一般 (102010)	行政の対象が国家及び地方レベルの行政全般 (行政の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	国家・地方行政、消防、特許、警察、國家・地方組織、参政問題、選挙
		②財政・金融 (102020)	経済・財政・金融全般	経済行政、財政行政、通貨行政、金融行政、税務行政、経済分析、国庫制度、予算、国税、租税等税金一般、国債、公債、金融理論、景気変動、外債為替、銀行、保険(生命保険、損害保険、火災保険)
		③環境問題 (102030)	環境の保全、又は改善に関することと全般 (都市衛生、保健医療に関するものは除く)	環境行政、環境公害防止、環境保全、産業公害、自然保護、環境汚染
		④統計 (102040)	統計全般 (統計の対象が特定分野に限定されるものは各分野に区分する)	統計行政、統計理論、人口統計、国勢調査、統計法、統計技術
		⑤情報・広報 (102050)	情報の処理・管理及び広報全般	電子計算機理論、ハードウェア、ソフトウェア、データ・バンク、報道、新聞、広告計画、宣伝、司書、写真、映画

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
2. 公共・ 公益事業	(1)公益事業	①公益事業一般 (201010)	公共及び公益事業全般	公益事業行政、公益事業開発計画
		②上水道 (201020)	上水道全般	上水道開発計画、上水道設備、上水道事業経営、上水道技術、浄水場、ポンプ場、上水道を目的とする貯水池、ダム等の計画、設計・建設、井戸、送水路
		③下水道 (201030)	下水道全般	下水道開発計画、下水道設備、下水路、下水処理、汚水処理、簡易下水道
		④都市衛生 (201040)	都市及び農村における廃棄物等に関することと全般	家庭・産業廃棄物の清掃・処理、屎尿処理
	(2)運輸交通	①運輸・ 交通一般 (202010)	運輸・交通全般	運輸・交通行政、運輸・交通研究、運輸・交通開発計画、運輸・交通網整備、運輸・交通施設整備、倉庫、冷凍倉庫
		②道路 (202020)	道路の建設・保守に関することと全般	道路行政、道路計画、路線計画、道路設計・建設、道路建設材料、道路技術、道路照明、高速道路、橋梁設計・建設、道路トンネル設計・建設
		③陸運 (202030)	陸上輸送及び附帯施設全般 (鉄道、都市交通一般及び石油等のパイプラインは除く)	陸運行政、陸運計画、トラック・バス等による旅客・貨物の輸送、トラック・バスターミナル施設の設計・建設
		④鉄道 (202040)	鉄道、地下鉄、モノレール等による輸送及び附帯施設全般 (石油等エネルギー関連輸送は除く)	鉄道行政、鉄道電化、路線計画、鉄道設計、鉄道等による旅客貨物の輸送、停車場、操車場、鉄道信号、保安設備、高速鉄道、橋梁・トンネル設計・建設等
		⑤海運 船舶 (202050)	海上輸送及び附帯施設全般 (石油等エネルギー海運輸送は除く)	海運行政、海運計画、航海術全般、船舶による旅客・貨物の輸送、安全航行、河川・運河・湖沼交通、燈台、航路標識

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
		⑥港・湾 (202055)	港湾施設及び河川施設等全般	港湾行政、港湾計画、防波堤、埠頭、港湾施設、コンテナヤード、土堤、護岸、浚渫、埋立
		⑦航・空 空港 (202060)	航空輸送、附帯施設全般及び空港施設全般	航空機による旅客・貨物の輸送、安全航行、空港業務、航空技術・航空施設、航空計画、航空行政、空港施設、空港関連施設、航空無線
		⑧都市交通 (202070)	特定の都市を対象とする陸上輸送及び附帯施設全般	都市交通行政、都市交通計画、タクシー・ハイカー事業
		⑨気象・ 地震 (202080)	気象及び地震全般 (気象の対象が特定分野を目的とするものは各分野に区分する)	気象関連行政、気象学、天気予報、地震研究・対策、地震調査、地耐力、地震工学、観測、火山学、温泉学
(3)社会基盤	①社会基盤 一般 (203010)	社会開発全般で下記に該当しないもの		建設行政、土木行政、構造力学、土質工学、橋梁力学、水理学等、建設機械・器具の利用
	②河川・ 砂防 (203020)	河川・湖沼等の維持管理及び必要となる附帯工事等全般		河川行政、河川開発計画、治水、河川工事、水路計画、水路設計・建設、洪水・水害対策、護岸河口改良、低水工事、閘門、運河
	③水資源 開発 (203025)	水資源開発全般		水資源開発計画、地下水開発水資源開発ダム、貯水池
	④都市計画 ・土地造成 (203030)	都市機能の充実・管理及び必要となる附帯工事等全般		都市計画、都市設計、緑地、公園、区画整理、衛星都市設計・建設、都市開発計画、都市再開発計画
	⑤建築・ 住宅 (203040)	建築全般		建築行政、建築基礎、木・鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、防災・特殊構造、住宅建築、公共建物建築（病院、学校、公民館等）、建築設備（衛生設備、冷暖房装置、空調装置、機械・運搬設備等）、建築装飾、意匠、デザイン、住宅行政、住宅開発計画

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
		⑥測量・地図 (203050)	測量及び地図作成全般 (測量が特定の目的の一部として実施される場合は、各分野に区分する)	測量技術(距離、平板、コンパス、水準、三角、写真、航空等)、地図作成、製図、曲線設定等
	(4)通信・放送	①通信・放送一般 (204010)	通信全般に関するもので下記に該当しないもの	通信行政、通信開発計画、電波管理
		②郵便 (204020)	郵便全般	郵便行政、郵便事業、郵便切手、航空郵便等
		③電気通信 (204030)	電気通信全般	電気通信行政、電気通信事業、電気・通信施設技術、通信網、通信線路、衛星通信、電信、テレテックス等、電信機械技術、電気工学、通信工学、電信工学、無線工学、電子工学、電話、電話網、電話交換、撥送通信、電報、海底通信、国際電話事業全般
		④放送 (204040)	放送全般	放送行政、放送事業、番組編成、企画、教育番組等、国際放送、放送技術、放送施設技術
3.農林水産	(1)農業	①農業一般 (301010)	農業全般に関するもので下記に該当しないもの	農業行政、農業開発計画、農業経営、農業統計、農業用資材、農産物市場、農産物貯蔵、育種、交配技術、病害虫、農業化学、肥料、土性分析等、農業、農業関連生物、農家経済、農村調査、糖料作物、澱粉作物、嗜好料作物、香料作物、藥用植物、染料植物、果樹園、菜園經營、園芸植物学、温室、果樹栽培、農業協同組合
		②養蚕 (301020)	養蚕全般	養蚕行政、養蚕開発計画、養蚕経営、育蚕全般、養蚕学、蚕糸学、桑、桑栽、蚕種、種改良、蚕種貯蔵、蚕病、害虫、蚕室、蚕具、製糸、生糸、蚕糸利用

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
(1)農業		③農業土木 (301030)	農業の発展に必要な附帯設備・全般	土地開発、土地改良、農業水利、農業かんがい・排水、水文・水管理、土壤保全、農業構造物（農道、水路、溜池、サイフォン、水路橋）
		④農業機械 (301040)	農業に関連して使用される機械等の導入計画、利用全般	農業機械化、農業機械利用、農業機械技術、園芸用具等
		⑤農産加工 (301050)	農産物の加工全般	醸酵微生物、精穀、精米、精麥、製粉、精めん、豆類製品、芋類加工、乾燥、ジャム、果汁、缶詰、びん詰、精糖
		⑥食糧増産援助 (301060)	食糧増産援助全般	食糧増産援助全般
		①畜産 (302010)	畜産業全般に関することで下記に該当しないもの	畜産行政、畜産開発計画・経済、畜産組合、畜産普及、牧場經營、品種改良、種育、家畜飼料、人工授精、家畜飼育、家畜の管理、畜舎、用具等、家きん飼育、養鶏、産卵、ふ卵、養蜂
		②家畜衛生 (302020)	家畜衛生全般	獣医学全般、家畜衛生全般
(2)畜産		③畜産加工 (302030)	畜産品の加工全般	酪農・製品、肉製品、食肉利用・加工、卵、卵製品、脂肪利用、毛皮等の利用、その他の副産物利用、蜜製品、缶詰、びん詰
		①林業 森林保全 (303010)	林業全般に関することで、下記に該当しないもの	森林行政、森林開発計画、森林経済、造林、森林資源調査、森林組合、森林經營、森林災害、樹木栽培、地質・地形、森林土壤、肥料、気象・気候、森林植物学、種子、種苗、樹病、森林昆蟲、木材の構造性質、鳥獸の保護・繁殖・利用、森林土木、森林治水、治水砂防、森林機械、林業用具

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
		②林産加工 (303020)	木材製造及び加工全般	木材乾燥、保存、防腐、防虫、伐木、木材の採取、製材、改良木材(合板、強化、耐火材)、木材加工、森林副産物、竹材、木材炭化、木材纖維
	(4)水産	①水産 (304010)	水産業全般に関することで、下記に該当しないもの	水産行政、水産開発計画、水産経済、漁場開発・漁業制限、漁業協同組合、水産物市場、水産物貯蔵、水産物検査、漁病、漁業気象、水産物理学、水産化学、水産生物、水産資源、水産動植物、養殖、浅海養殖、貝類等、漁港建設技術、漁船設備、無線、漁労器具、機械等、漁具漁法、製塙
		②水産加工 (304020)	水産物の加工全般	乾燥品、くん製品、塩蔵品、調味加工品、水産醸酵品、加工海藻類、低温貯蔵品、缶詰、肥料作成技術・製品、飼料、油脂、水産皮革、工芸品、真珠、べっ甲等
4. 鉱工業	(1)鉱業	①鉱業 (401010)	鉱業全般	鉱業行政、鉱業開発計画、鉱物資源開発計画、地質調査、鉱業経済、鉱山災害、鉱山保守、衛生、地球物理、化学、地質図、鉱物学、鉱物図、結晶学、応用地質学、鉱業機械・施設・設備機械等の整備等、鉱床、探鉱、試錐、開坑、採掘、鉱内通気、坑内照明、坑内排水、選鉱、鉱石処理、採掘、土石等の採取
	(2)工業	①工業一般 (402010)	工業全般	工業行政、工業開発計画、工業基礎学、工業規格、商品規格、工業標準化、工業デザイン
		②化学工業 (402020)	化学工業全般	化学工業行政、化学工業開発計画、電気化学工業開発、化学薬品工業開発、石油化学工業開発、工業物理学、

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
				高压化学、電解、電熱化学、放電化学、高周波化学、触媒化学、化学工業品規格、電気化学工業、電池工業、カーバイド工業、化学薬品工業、薬品製造、化学肥料、アルカリ工業、塩素工業、石油・石炭化学工業、製油法、石油・石炭製品、アスファルト、石油ピッチ等、火薬、爆薬
		③鉄鋼・ 非鉄金属 (402030)	鉄鋼・非鉄金属全般	鉄鋼・鉄鋼プラント、製鐵・製鋼技術全般、溶鉱炉、電気炉、特殊鋼、冶金、合金、産鋼、非鉄金属全般等の製造
		④機械工業 (402040)	機械工業全般	工作機械製造、工作技術、加工技術（鋳造、鍛造、プレス、板金、溶接、表面処理塗装、メッキ等）、自動車製造、航空機製造、航空機材、船舶建造、造船プラント建設、電気・機械・器具の製造、発電機、発動機、精密・光学及び医科機械等の製造、ボイラ、冷凍装置、冷暖房装置等、電子機器・コンピューターの製造
		⑤繊維工業 (402050)	繊維工業全般	繊維工業開発、製糸、紡績糸、ねん糸、紡績、紡織、織布、染色、仕上綿製品、麻製品、絹製品、羊毛製品、メリヤス製品等製造、織物デザイン、フェルト、敷物染色加工、漂泊、浸染
		⑥パルプ・ 木材製品 (402060)	パルプ、木材製品工業全般	パルプ・製紙工業開発、パルプ製品、紙製品、木製容器、家具、竹製品、竹細工、ロープ等、製紙原料、木材パルプ等
		⑦食品工業 (402070)	食品工業全般	食品行政、香辛料等、調味料、パン・麺類製造、冷凍食品、製氷、食品流通制度、醸造

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
5. エネルギー	(1)エネルギー	⑧その他工業 (402099)	前⑦迄に該当しないもの	陶磁器全般、印刷、皮革製品、なめし、文房具、運動具、タバコ製品、民生用電気機器、自転車、その他
		①エネルギー一般 (501010)	エネルギー全般で下記に該当しないもの	エネルギー行政、エネルギー開発計画、エネルギー対策、エネルギー利用、エネルギーデータ・バンク
		②電力 (501020)	発電及び送電を目的として必要となる計画、施設	電力行政、電源開発計画、発電所設計等、発・変電所、送電、配電設計等、電力事業、火力発電、水力発電、原子力発電、地熱発電、その他発電
		③ガス・石油 (501030)	ガス・石油・石炭等在来エネルギー開発推進・利用全般及び石油等エネルギーの輸送	在来エネルギー全般、ガス・石油、石炭の探査、採掘及び利用、木炭、煉炭、バイオライン
		④新・再生エネルギー (501040)	新・再生エネルギー全般	生物エネルギー、バイオガス利用、石炭液化、オイルシェール、オイルサンド、太陽熱利用全般、地熱利用全般、原子力利用(アイソトープ利用は除く)及び関連施設
	⑤その他エネルギー (501099)	利用度の比較的小さいもの全般	風力・潮力・海洋温度差濃度差利用、水素ガス利用	
6. 商業・観光	(1)商業・貿易	①商業経営 (601010)	商業経営全般	経営学、オペレーションズ・リサーチ、管理組織、取引所、投資、企業経営、産業安全、生産管理、生産計画、標準化、工程管理、品質管理、資材管理、会計全般、商品流通機構、商工会議所
		②貿易 (601020)	貿易全般	貿易開発、通商、輸出保険、関税、税務、保税倉庫
	(2)観光	①観光一般 (602010)	観光全般で、下記に該当しないもの	観光行政、観光開発計画、観光事業経営

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
		②観光施設 (602020)	観光等に必要となる関連施設全般	観光対象全般、ホテル等宿泊施設
7.人的資源	(1)人的資源	①人的資源一般 (701010)	人的資源全般で、下記に該当しないもの	教育理念の研究、文盲撲滅計画・行政、教育問題
		②体育 (701015)	体育全般	体育・スポーツ訓練全般
		③教育 (701020)	義務教育又は高等教育の場で実施される教育全般	教育行政、教育制度、学校経営、視聴覚教育、日本語教育、初・中・高等教育
		④職業訓練 (701030)	義務教育以外の場で行なわれる教育全般	職業指導、監督者訓練、職業訓練、ようち園、保育等
	(2)科学・文化	①科学 (702010)	科学・学術全般	科学技術全般、学術研究
		②文化 (702020)	文化全般	図書館、博物館、劇場、遺跡・文化財保存、服装全般、音楽、美術
8.保健・医療	(1)保健・医療	①保健・医療 (801010)	保健・医療・衛生全般及び必要となる附帯施設・設備	保健・医療・衛生行政、保健・医療・衛生施設・設備全般、基礎医学全般、臨床医学全般、内科全般、外科全般、婦人外科・産婦人科全般、眼科・耳鼻咽喉科全般、歯科全般、その他の医療、公衆衛生・予防医学全般、薬学全般
		②人口・家族計画 (801020)	人口・家族計画全般	人口問題、家族計画
9.社会福祉	(1)社会福祉	①社会福祉 (901010)	社会福祉全般	社会福祉行政、社会保障、老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、婦人更生保護、更生保護事業、医療保険、雇用保険
		②労働 (901020)	労働全般	労働行政、雇用問題、労働科学、労使問題、労使関係、賃金問題、労働組合、失業対策、婦人青少年問題、労働学

大分類 (10分類)	中分類 (20分類)	小分類 (75分類)	分類基準	分類の具体例
		③災害援助 (901030) ④食糧援助 (901040) ⑤その他福祉 (901099)	災害援助全般 食糧援助全般 前各号に該当しないもの	災害援助、国際緊急援助隊 食糧援助 難民救済、コミュニティセンター
10.その他	(1)その他	①その他 (999999)	目的が二以上の分野にまたがるもの、目的を特定したいもの、及びその他	秘書、その他

## コード一覧表

### 1. 事業コード

コード	事業内容
0 1	技術研修員受入事業
0 2	技術協力専門家派遣事業
0 3	開発調査事業
0 4	社会開発協力事業
0 5	技術協力機材供与事業
0 6	保健医療協力事業
0 7	農林水産業協力事業
0 8	技術協力専門家等福利厚生事業
0 9	技術協力専門家養成確保事業
1 0	開発協力事業
1 1	産業開発協力事業
1 2	青年海外協力隊派遣事業
1 3	無償資金協力事業
1 4	人口家族計画協力事業
1 6	海外移住事業
1 7	青年招へい事業
1 8	災害援助等協力事業
1 9	援助効率促進事業
3 2	海外開発計画調査事業
3 3	資源開発協力基礎調査事業
9 0	理科教育等海外協力事業
9 9	その他事業

## 2. 担当部課コード

コード	所 属	コード	所 属
0001	役員	1101	派遣事業部管理課
0002	調整員	1102	派遣第一課
0003	嘱託 1	1103	派遣第二課
0004	嘱託 2	1105	国際機関業務室
0008	移住庁費(本部)	1300	社会開発調査部
0009	移住庁費(支部)	1301	計画課
0010	秘書室	1302	開発調査第一課
0020	監事室	1304	開発調査第二課
0030	業務監査室	1305 (1306)	海外センター課 特別調査室
0100	総務部	1400	社会開発協力部
0101	総務課	1401	計画課
0103	情報管理課	1402	社会開発協力第一課
(0104)	システム管理課	1403	社会開発協力第二課
0105	広報課		
0106	在外事務所課		
0300	人事部	1500	医療協力部
0301	人事課	1501	医療協力部管理課
0302	職員課	1502	医療協力課
0303	給与課	1503	医療協力特別業務室
0304	部付研修		
0500	経理部	1700	農林水産計画調査部
0511	財務第一課	1701	農林水産計画課
0512	財務第二課	1703	農林水産技術課
0513	会計第一課		
0514	会計第二課	1900	農業開発協力部
0515	資金課	1901	農業開発課
0516	施設用度課	1902	畜産開発課
		1903	農業投融資課
		1904	農業技術協力課
0600	企画部	2100	林業水産開発協力部
0601	企画課	2101	林業開発課
(0602)	地域課	2103	林業投融資課
0603	技術者管理課	2105	水産業技術協力室
0604	地域第一課		
0605	地域第二課	2300	鉱工業計画調査部
0606	評議室	2301	鉱工業計画課
0608	環境室	2302	工業調査課
0610	計算センター	2303	資源調査課
0800	調達部		
0801	調達部管理課	2500	鉱工業開発協力部
0820	契約課	2501	鉱工業開発技術課
0830	機材課	2502	鉱工業投融資課
0900	研修事業部	2600	無償資金協力計画調査部
0901	研修事業部管理課	2601	無償資金協力計画課
0902	研修第一課	2602	基本設計調査第一課
0903	研修第二課	2603	基本設計調査第二課
0904	研修第三課		
0905	国際研修センター業務室	2700	無償資金協力事業部
0906	青年招へい業務室	2703	業務第一課
		2704	業務第二課
1100	派遣事業部		

コード	所 属	コード	所 属
2800	移住事業部	3231	総務課
2801	移住計画調査課	3232	研修課
2802	国内事業課	4000	海外事務所
2803	海外事業課	4001	タイ事務所
2804	移住投融資室	4002	インド事務所
3000	国際研修センター	4004	フィリピン事務所
3010	東京インターナショナルセンター(市ヶ谷)	4005	インドネシア事務所
3011	総務課	4006	バンダラデシュ事務所
3012	業務課	4007	シンガポール事務所
3013	会計課	4008	マレーシア事務所
3020	大阪国際研修センター	4009	イラク事務所
3021	総務課	4010	ケニア事務所
3022	研修課	4011	メキシコ事務所
3030	名古屋国際研修センター	4013	ブルジル事務所
3031	総務課	4014	サウディ・アラビア事務所
3032	研修課	4015	ナイジェリア事務所
3040	筑波国際農業研修センター	4016	エジプト事務所
3041	総務課	4017	ペルー事務所
3042	研修室	4018	ネバール事務所
3050	神奈川国際水産研修センター	4019	タンザニア事務所
3051	総務課	4020	コロソビア事務所
3052	研修室	4021	ミャンマー事務所
3060	兵庫インターナショナルセンター	4022	スリ・ランカ事務所
3061	研修課	4023	中華人民共和国事務所
3070	八王子国際研修センター	4024	スー丹事務所
3071	総務課	4025	チリ事務所
3072	研修課	4026	パキスタン事務所
3080	筑波インターナショナルセンター	4027	パプア・ニューギニア事務所
3081	総務課	4028	フランス事務所
3082	研修課	4029	フィジー事務所
3090	国際協力総合研修所	4030	ブルネイ事務所
3091	人材養成課	4031	アメリカ合衆国事務所
3093	調査研究課	4032	パナマ事務所
3094	技術情報課	5000	海外駐在員
3100	青年海外協力隊事務局	5005	マレイシア駐在員
3101	管理課	5009	エティオピア事務所
3102	経理課	5010	ザンビア事務所
3105	啓発課	5011	マラウイ事務所
3106	指導相談課	5012	モロッコ事務所
3107	派遣第一課	5014	西サモア事務所
3108	派遣第二課	5015	チュニジア事務所
3109	国内第一課	5016	ガーナ事務所
3110	国内第二課	5017	シリア事務所
5019	ホンジュラス事務所	7000	海外移住センター
3111	広尾訓練所	7001	総務課
3112	駒ヶ根訓練所	7002	渡航課
3120	休職者	7003	研修課
3210	沖縄国際センター	7004	海外移住研修所
3211	総務課	7050	国内支部
3212	研修課	7051	北海道支部
3220	東京国際研修センター(幡ヶ谷)	7052	東北支部
3221	総務課	7055	関東支部
3222	業務課	7059	中部支部
3223	会計課	7061	関西支部
3230	九州国際センター		

コード	所 属	コード	所 属
7064	中国支部		
7066	四国支部		
7067	九州支部		
7069	熊本出張所		
7071	沖縄支部		
8010	リオ・デ・ジャネイロ事務所		
8020	サン・パウロ事務所		
8030	ペレーショ事務所		
8040	ボルト・アレグレ支所		
8050	レシフェ支所		
8060	バラグアイ事務所		
8070	ドミニカ共和国事務所		
8080	アルゼンティン事務所		
8090	ボリビア事務所		
8302	カナダ事務所		
8304	オーストラリア事務所		

### 3. 国(地域)コード

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
0000	アジア地域	アジア	ASIA
0010	バングラデシュ	バングラデシュ	BANGLADESH
0040	ブータン	ブータン	BHUTAN
0070	ミャンマー	ミャンマー	MYANMAR
0100	カンボディア	カンボディア	CAMBODIA
0130	中国	チュウゴク	CHINA
0160	インド	インド	INDIA
0190	インドネシア	インドネシア	INDONESIA
0200	日本	ニッポン	JAPAN
0220	大韓民国	カンコク	KOREA
0250	北朝鮮	キタチョウセン	NORTH KOREA
0280	ラオス	ラオス	LAOS
0310	マレーシア	マレイシア	MALAYSIA
0340	モルディブ	モルディブ	MALDIVE
0370	モンゴル	モンゴル	MONGOLIA
0400	ネパール	ネパール	NEPAL
0430	パキスタン	パキスタン	PAKISTAN
0460	フィリピン	フィリピン	PHILIPPINES
0490	シンガポール	シンガポール	SINGAPORE
0520	スリ・ランカ	スリ・ランカ	SRI LANKA
0550	タイ	タイ	THAILAND
0580	ヴィエトナム	ヴィエトナム	VIET NAM
0610	ブルネイ	ブルネイ	BRUNEI
0640	台湾	タイ완	TAIWAN
0670	香港	ホンコン	HONG KONG
0700	マカオ	マカオ	MACAO
0900	その他アジア	ソノタアジア	OTHERS
0970	マラッカ	マラッカ	MALACCA
0980	メコン	メコン	MECONG
0990	区分不能(アジア)	クブンフノウ(アジア)	UNSPECIFIED(ASIA)
1000	中近東地域	チュウキントウ	MIDDLE EAST

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
1010	アフガニスタン	アフガニスタン	AFGHANISTAN
1040	アルジェリア	アルジェリア	ALGERIA
1070	バハレーン	バハレーン	BAHRAIN
1100	エジプト	エジプト	EGYPT
1130	イラン	イラン	IRAN
1160	イラク	イラク	IRAQ
1190	イスラエル	イスラエル	ISRAEL
1220	ヨルダン	ヨルダン	JORDAN
1250	クウェイト	クウェイト	KUWAIT
1280	レバノン	レバノン	LEBANON
1290	リビア	リビア	LIBYA
1310	モロッコ	モロッコ	MOROCCO
1340	オマーン	オマーン	OMAN
1370	カタル	カタル	QATAR
1400	サウディ・アラビア	サウディ・アラビア	SAUDI ARABIA
1430	スーダン	スーダン	SUDAN
1460	シリア	シリア	SYRIA
1490	チュニジア	チュニジア	TUNISIA
1520	トルコ	トルコ	TURKEY
1550	イエメン	イエメン	YEMEN
1580	南イエメン	ミナミイエメン	SOUTH YEMEN
1610	アラブ首長国連邦	アラブ シェヒュウヨクレンボウ	UNITED ARAB EMIRATES
1990	区分不能（中近東）	クブンフノウ (チュウキントウ)	UNSPECIFIED (MIDDLE EAST)
2000	アフリカ地域	アフリカ	AFRICA
2010	アンゴラ	アンゴラ	ANGOLA
2030	ベナン	ベナン	BENIN
2050	ボツワナ	ボツワナ	BOTSWANA
2070	ブルンディ	ブルンディ	BURUNDI
2090	カメルーン	カメルーン	CAMEROON
2110	カーボ・ヴェルデ	カーボ・ヴェルデ	CAPE VERDE
2130	中央アフリカ	チュウオウアフリカ	CENTRAL AFRICAN REPUBLIC

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
2150	チャード	チャード	CHAD
2160	コモロ	コモロ	COMOROS
2170	コンゴー	コンゴー	CONGO
2180	ジブティ	ジブティ	DJIBOUTI
2190	赤道ギニア	セキドウギニア	EQUATORIAL GUINEA
2210	エチオピア	エチオピア	ETHIOPIA
2230	ガボン	ガボン	GABON
2250	ガンビア	ガンビア	GAMBIA
2270	ガーナ	ガーナ	GHANA
2290	ギニア	ギニア	GUINEA
2310	ギニア・ビサオ	ギニア・ビサオ	GUINEA-BISSAU
2330	象牙海岸	ゾウゲカイガソ	IVORY COAST
2350	ケニア	ケニア	KENYA
2370	レソト	レソト	LESOTHO
2390	リベリア	リベリア	LIBERIA
2410	マダガスカル	マダガスカル	MADAGASCAR
2430	マラウイ	マラウイ	MALAWI
2450	マリ	マリ	MALI
2470	モーリタニア	モーリタニア	MAURITANIA
2490	モーリシャス	モーリシャス	MAURITIUS
2510	モザンビーク	モザンビーク	MOZAMBIQUE
2530	ニジェール	ニジェール	NIGER
2550	ナイジェリア	ナイジェリア	NIGERIA
2570	ルワンダ	ルワンダ	RWANDA
2590	サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ	SAOTOME AND PRINCIPE
2610	セネガル	セネガル	SENEGAL
2630	セイシェル	セイシェル	SEYCHELLES
2650	シェラ・レオーネ	シェラ・レオーネ	SIERRA LEONE
2670	ソマリア	ソマリア	SOMALIA
2690	南アフリカ	ミナミアフリカ	SOUTH AFRICA
2710	スワジランド	スワジランド	SWAZILAND
2730	タンザニア	タンザニア	TANZANIA
2750	トーゴー	トーゴー	TOGO

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
2770	ウガンダ	ウガンダ	UGANDA
2790	ブルキナ・ファソ	ブルキナ・ファソ	BURKINA FASO
2810	ザイール	ザイール	ZAIRE
2830	ザンビア	ザンビア	ZAMBIA
2850	ジンバブエ	ジンバブエ	ZINBABWE
2990	区分不能(アフリカ)	クブンフノウ(アフリカ)	UNSPECIFIED (AFRICA)
3000	中南米地域	チュウナンメイ	MIDDLE & SOUTH AMERICA
3005	アンティグア	アンティグア	ANTIGUA & BARBUDA
3010	アルゼンティン	アルゼンティン	ARGENTINA
3040	バハマ	バハマ	BAHAMAS
3070	バルバドス	バルバドス	BARBADOS
3080	ベリーズ	ベリーズ	BELIZE
3100	ボリビア	ボリビア	BOLIVIA
3130	ブラジル	ブラジル	BRAZIL
3160	チリ	チリ	CHILE
3190	コロンビア	コロンビア	COLOMBIA
3220	コスタ・リカ	コスタ・リカ	COSTA RICA
3250	キューバ	キューバ	CUBA
3270	ドミニカ	ドミニカ	DOMINICA
3280	ドミニカ共和国	ドミニカキョウワコク	DOMINICAN REPUBLIC
3310	エクアドル	エクアドル	ECUADOR
3340	エル・サルヴァドル	エル・サルヴァドル	EL SALVADOR
3370	グレナダ	グレナダ	GRENADA
3400	グアテマラ	グアテマラ	GUATEMALA
3430	ガイアナ	ガイアナ	GUYANA
3460	ハイティ	ハイティ	HAITI
3490	ホンジュラス	ホンデュラス	HONDURAS
3520	ジャマイカ	ジャマイカ	JAMAICA
3550	メキシコ	メキシコ	MEXICO
3580	ニカラグア	ニカラグア	NICARAGUA
3610	パナマ	パナマ	PANAMA
3640	巴拉グアイ	巴拉グアイ	PARAGUAY

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
3670	ペルー	ペルー	PERU
3680	プエルト・リコ	プエルト・リコ	PUERTO RICO
3700	スリナム	スリナム	SURINAME
3705	セント・クリストファー・ ネイヴィース	セント・クリストファー・ ネイヴィース	SAINT CHRISTOPHER & NEVIS
3710	セント・ルシア	セント・ルシア	SAINT LUCIA
3720	セント・ヴィンセント・ グレナディーン	セント・ヴィンセント・ グレナディーン	ST. VINCENT & GRENADINES
3730	トリニダッド・トバゴ	トリニダッド・トバゴ	TRINIDAD AND TOBAGO
3760	ウルグアイ	ウルグアイ	URUGUAY
3790	ヴェネズエラ	ヴェネズエラ	VENEZUELA
3800	蘭領アンティル	ランリョウアンティル	NETHERLANDS ANTILLES
3990	区分不能（中南米）	クブンフノウ (チュウナンペイ)	UNSPECIFIED (MIDDLE & SOUTH AMERICA)
4000	大洋州地域	オセアニア	OCEANIA
4010	オーストラリア	オーストラリア	AUSTRALIA
4020	クック諸島	クックショトウ	COOK ISLANDS
4040	フィジー	フィジー	FIJI
4050	フレンチ・ポリネシア	フレンチボリネシア	FRENCH POLYNESIA
4070	ナウル	ナウル	NAURU
4080	ニウエ	ニウエ	NIUE
4090	ニューカレドニア(フ)	ニュー・カレドニア(フ)	NEW CALEDONIA
4100	ニュージーランド	ニュー・ジーランド	NEW ZEALAND
4130	パプア・ニューギニア	パプア・ニューギニア	PAPUA NEW GUINEA
4160	トンガ	トンガ	TONGA
4190	西サモア	ニシサモア	WESTERN SAMOA
4220	キリバス	キリバス	KIRIBATI
4230	トゥヴァル	トゥヴァル	TUVALU
4250	ソロモン諸島	ソロモンショトウ	SOLOMON ISLANDS
4280	米領太平洋諸島	ペイリョウタイヘイヨウ ショトウ	PACIFIC ISLANDS
4310	ミクロネシア	ミクロネシア	MICRONESIA
4320	ヴァヌアツ	ヴァヌアツ	VANUATU

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
4340	マリアナ諸島	マリアナ諸島	MARIANAS
4350	マーシャル群島	マーシャルグントウ	MARSHAL ISLANDS
4360	パラオ	パラオ	PALAU
4370	西カロリン諸島	ニシカロリンショトウ	WEST CAROLINE
4990	区分不能(大洋州)	クブンフノウ (オセアニア)	UNSPECIFIED (OCEANIA)
5000	欧洲地域	ヨーロッパ	EUROPE
5010	アルバニア	アルバニア	ALBANIA
5030	オーストリア	オーストリア	AUSTRIA
5050	ベルギー	ベルギー	BELGIUM
5070	ブルガリア	ブルガリア	BULGARIA
5090	サイprus	サイprus	CYPRUS
5110	チェコスロヴァキア	チェコスロヴァキア	CZECHOSLOVAKIA
5130	デンマーク	デンマーク	DENMARK
5150	フィンランド	フィンランド	FINLAND
5170	フランス	フランス	FRANCE
5190	西ドイツ	ニンドイツ	FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY
5210	東ドイツ	ヒガンドイツ	GERMAN DEMOCRATIC REPUBLIC
5230	ギリシャ	ギリシャ	GREECE
5250	ハンガリー	ハンガリー	HUNGARY
5270	アイスランド	アイスランド	ICELAND
5290	アイルランド	アイルランド	IRELAND
5310	イタリア	イタリア	ITALY
5330	リヒテンシュタイン	リヒテンシュタイン	LIECHTENSTEIN
5350	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	LUXEMBOURG
5370	マルタ	マルタ	MALTA
5390	モナコ	モナコ	MONACO
5410	オランダ	オランダ	NETHERLAND
5430	ノールウェー	ノールウェー	NORWAY
5450	ポーランド	ポーランド	POLAND
5470	ポルトガル	ポルトガル	PORTUGAL

コード	漢字表示	カタカナ表示	英語表示
5490	ルーマニア	ルーマニア	ROMANIA
5510	サン・マリノ	サン・マリノ	SAN MARINO
5530	スペイン	スペイン	SPAIN
5550	スウェーデン	スウェーデン	SWEDEN
5570	スイス	スイス	SWITZERLAND
5590	英國	イギリス	UNITED KINGDOM
5610	ヴァチカン	ヴァチカン	VATICAN
5630	ユーゴースラヴィア	ユーゴースラヴィア	YUGOSLAVIA
5650	ソヴィエト連邦	ソヴィエト連邦	SOVIET UNION
5670	米国	ペイコク	UNITED STATES OF AMERICA
5690	カナダ	カナダ	CANADA
5990	区分不能(欧州)	クブンフノウ (ヨーロッパ)	UNSPECIFIED (EUROPE)
9990	区分不能(世界)	クブンフノウ (セカイ)	UNSPECIFIED

#### 4. 國際機関・援助機関コード

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
000	国際協力事業団	JICA	Japan International Cooperation Agency
100	国際連合	UN	United Nations
101	アフリカ経済委員会	ECA	Economic Commission for Africa
102	アジア太平洋経済社会 委員会	ESCAP	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
103	ヨーロッパ経済委員会	ECE	Economic Commission for Europe
104	ラテンアメリカ経済 委員会	ECLA	Economic Commission for Latin America
111	国連食糧農業機関	FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
112	関税と貿易に関する 一般協定	GATT	General Agreement on Tariff and Trade
113	国際原子力機関	IAEA	International Atomic Energy Agency
114	国際復興開発銀行	IBRD	International Bank for Reconstruction and Development
115	国際民間航空機関	ICAO	International Civil Aviation Organization
116	国際開発協会	IDA	International Development Association
117	国際金融公社	IFC	International Finance Corporation
118	国際労働機関	ILO	International Labour Organization
119	国際海事機関	IMO	International Maritime Organization
120	国際通貨基金	IMF	International Monetary Fund
121	国際電気通信連合会	ITU	International Telecommunication Union
122	貿易開発会議理事会	TDB	Trade and Development Board
123	国連貿易開発会議	UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development
124	国連開発計画	UNDP	United Nations Development Programme
125	国連教育科学文化機関	UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organization
126	国連児童基金	UNICEF	United Nations Children's Fund
127	国連工業開発機関	UNIDO	United Nations Industrial Development Organization
128	国連調査訓練研修所	UNITRA	United Nations Institute for Training and Research
129	通常技術援助計画	UNRPTA	
130	万国郵便連合	UPU	Universal Postal Union
131	世界保健機構	WHO	World Health Organization
132	世界気象機関	WMO	World Meteorological Organization
133	国連災害救済調整官	UNDRO	United Nations Disaster Relief Office
134	国連ボランティア	UNV	United Nations Volunteers
135	世界知的所有権機関	WIPO	World Intellectual Property Organization
136	世界銀行経済開発 研究所	EDI	Economic Development Institute of World Bank
137	世界食糧計画	WFP	World Food Plan
138	国連人間住居センター	HABITAT	United Nations Center for Human Settlements
140	国連大学	UNU	United Nations University

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
151	経済協力開発機構	OECD	Organization for Economic Cooperation and Development
152	開発援助委員会	DAC	Development Assistance Committee
153	アラブ石油輸出国機構	OAPEC	Organization of Arab Petroleum Exporting Countries
154	石油輸出国機構	OPEC	Organization of Petroleum Exporting Countries
155	アジア郵便連合	AOPU	Asian-Oceanic Postal Union
156	アジア蔬菜センター	AVRDC	Asian Vegetable Research and Development Center
157	東南アジア 漁業開発センター	SEAFDEC	Southeast Asian Fisheries Development Center
158	アジア工科大学院	AIT	Asian Institute of Technology
159	Eastern Regional Organization For Public Administration	EROPA	Eastern Regional Organization for Public Administration
160	International Secretariat For Volunteer Service	ISVS	International Secretariat for Volunteer Service
161	米州機構	OAS	Organization of American States
162	アフリカ統一機構	OAU	Organization of African Unity
163	アフリカ・ マダガスカル共同機構	OCAM	Organisation Commune Africaine et Madagascar
164	東南アジア農業大学	SEARCA	Southeast Asian Regional Centre for Graduate Study and Research in Agriculture
165	米州農業協力研究所	IICA	Inter-American Institute for Cooperation on Agriculture
166	アフリカ 高等技術教育研究所	AIHTTR	African Institute for Higher Technical Training and Research
167	西アフリカ 稻作開発協議会	WARDA	West African Rice Development Association
168	東南アジア 運輸通信開発機構	SEATAC	Southeast Asian Agency for Regional Transport and Communications Development
169	東南アジア文部大臣機構	SEAMEO	Southeast Asian Ministers of Education Organization
170	アジア太平洋協議会 食糧肥料技術センター	ASPAC- FFTC	Food and Fertilizer Technology Center for Asian and Pacific Region Asian and Pacific Council
171	アジア太平洋 電気通信共同体	APT	Asia-Pacific Telecommunity

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
172	アジア中小企業 技術ネットワーク	TNA	
173	国際熱帯農業研究所	IITA	International Institute of Tropical Agriculture
174	国際土壌研究管理委員会	IBSRM	Institute Board of Soil Research and Management
175	国際熱帯木材機構	ITTO	International Tropical Timber Organization
180	コロンボ計画事務局	CP	The Colombo Plan Bureau
181	コロンボ計画 スタッフカレッジ	CPSC	Colombo Plan Staff College for Technician Education
191	南太平洋委員会	SPC	South Pacific Commission
192	南太平洋 フォーラム事務局	SPF	South Pacific Forum
201	アジア開発銀行	ASDB	Asian Development Bank
202	アフリカ開発銀行	AFDB	African Development Bank
203	欧洲開発基金	EDF	European Development Fund
204	アメリカ開発銀行	IDB	Inter-American Development Bank
211	国際農業開発基金	IFAD	International Fund for Agricultural Development
301	国際開発局(アメリカ)	AID	Agency for International Development
302	輸出金融公社(ドイツ)	AKA	Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbh.
303	経済協力中央金庫 (フランス)	CCCE	Caisse Centrale de Coopération Economique
304	英連邦開発公社	CDC	Commonwealth Development Corporation
305	カナダ国際開発局	CIDA	Canadian International Development Agency
306	クレディ・ナショナル (フランス)	CN	Crédit National
307	ドイツ開発公社	DEG	Deutsche Entwicklungsgesellschaft
308	輸出信用保証局 (イギリス)	ECGD	Export Credits Guarantee Department
309	輸出開発公社(カナダ)	EDC	Export Development Corporation
310	輸出信用保証庁 (スウェーデン)	EKN	Export Credit Guarantee Board
311	米国輸出入銀行	EXIN	The Export-Import Bank of the United States
312	ドイツ復興金融公庫	KFW	Kreditanstalt für Wiederaufbau

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
313	中期信用中央金庫 (イタリア)	MC	Mediocredito Centrale
314	海外開発庁(イギリス)	ODA	Overseas Development Administration
315	海外民間投資会社 (アメリカ)	OPIC	Overseas Private Investment Corporation
316	スウェーデン 輸出信用金庫	ABSEK	
317	スウェーデン開発庁	SIDA	Swedish International Development Authority
401	海外技術者研修会	AOTS	Association for Overseas Technical Scholarship
402	海外コンサルティング	ECFA	Engineering Consulting Firms Association
403	日本輸出入銀行	EXIMBANK	The Export-Import Bank
404	国際開発センター	IDCJ	International Development Center of Japan
405	アジア経済研究所	IDE	Institute of Developing Economies
406	国際建設技術協会	IECA	International Engineering Consultants Association
407	日本シオス協会	IMAJ	International Management Association of Japan
408	日本ブランド協会	JCI	Japan Consulting Institute
409	海外貿易開発協会	JODC	Japan Overseas Development Corporation
410	石油開発公社	JPDC	Japan Petroleum Development Corporation
411	金属鉱業事業団	MMAJ	Metal Mining Agency of Japan
412	海外建設協力会	OCAJ	The Overseas Construction Association of Japan
413	海外経済協力基金	OECF	The Overseas Economic Cooperation Fund
501	アンデス開発公社	ADC	Andean Development Corporation
502	アジア太平洋協議会 (ASPAC)	ASPAC	Asian and Pacific Council
503	経済協力センター	ECOCEN	Economic Co-operation Center
504	メコン委員会	MECON	The Mekong Committee
507	アジア太平洋 開発行政センター	APDAC	Asian and Pacific Development Administration Center
508	テクノネットアジア	TECHNONE	Asian Network for Industrial Technology Information and Extension
510	国連広報センター	UNIC	United Nations Information Center
511	アジア太平洋 放送開発研究所	AIBD	Asia-Pacific Institute for Broadcasting Development

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
512	世界食糧戦略	WFCL	World Foods Council
513	国際とうもろこし小麦改良センター	CIMMYT	Centro International de Mejoramiento de Maiz y Trigo
514	西インド大学	UWI	The University of the West Indies
515	世界観光機関	WTO	World Tourist Organization
516	国際乾燥地農業研究センター	ICARDA	The International Centre for Agricultural Research in the Dry Areas
517	国際動物病研究所	ILRAD	International Laboratory for Research on Animal Diseases
518	国際半乾燥熱帯地作物研究所	ICRISAT	International Crops Research Institute for the Semi-Arid Tropics
519	国際ジャガイモ研究センター	CIP	Centro International de la Papa (The International Potato Centre)
520	国際海事機関	IMO	International Marine Organization
521	南太平洋経済協力機関	SPEC	South Pacific Bureau for Economic Cooperation
522	アジア太平洋郵便研修センター	APPTC	Asia-Pacific Postal Training Center
523	国連パレスチナ難民救済事業機関	UNRWA	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
524	最高会計検査機関 アジア地域	ASOSAI	Asian Organization of Supreme Audit Institute
525	国連環境計画	UNEP	United Nations Environmental Programme
526	パナマ運河代替案調査	PCAS	Panama Canal Alternative Study
527	アジア太平洋総合農村開発センター	CIRDAP	Center on Integrated Rural Development for Asia and Pacific
528	国際刑事警察機構	ICPO	International Criminal Police Organization
529	国際かんがい管理研究所	IIMI	International Irrigation Management Institute
530	熱帯農業研究訓練センター	CATIE	The Tropical Agricultural Research & Training Center
531	汎米衛生工学環境科学センター	CEPIS	Pan American Center for Sanitary Engineering & Environmental Sciences
532	ニジェール川流域開発機構	NBA	Niger Basin Authority
533	国際水路機関	IHO	International Hydrographic Organization
534	国連西アジア経済社会委員会	ESCWA	Economic and Social Commission for Western Asia
535	ラテンアメリカ・カリブ経済委員会	ECLAC	Economic Commission for Latin America and the Caribbean

コード	名 称	英語表示	英 語 表 示
536	南太平洋沿岸鉱物資源 共同探査調整委員会	CCOP/ SOPAC	Committee for Co-ordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in South Pacific Offshore Areas
537	アラブ治安研究訓練 センター	ASSTC	Arab Security Studies and Training Center

5. 分野分類コード

コード	小 分 類	中 分 類	大 分 類
101010 101020	開発計画一般 総合地域開発計画	開発計画 開発計画	計画・行政 計画・行政
102010 102020 102030 102040 102050	行政一般 行政・金融 行政環境問題 行政統計 行政情報・広報	行政 行政 行政 行政 行政	行政 行政 行政 行政 行政
201010 201020 201030 201040	公益事業一般 上下水道 上下水道 都市衛生	公益事業 公益事業 公益事業 公益事業	事業 事業 事業 事業
202010 202020 202030 202040 202050 202055 202060 202070 202080	運輸交通一般 道路 陸上鉄道 海港 航空 都市 気象	輸送 輸送 輸送 輸送 輸送 輸送 輸送 輸送 輸送	事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業
203010 203020 203025 203030 203040 203050	社会基盤一般 河川砂防 水資源開発 都市計画 建築住宅 測量地図	盤盤盤盤盤盤 盤盤盤盤盤盤 盤盤盤盤盤盤 盤盤盤盤盤盤 盤盤盤盤盤盤 盤盤盤盤盤盤	事業 事業 事業 事業 事業 事業
204010 204020 204030 204040	通信放送一般 郵便通信 電気通信 放送	通信 通信 通信 通信	事業 事業 事業 事業
301010 301020 301030 301040 301050 301060	農業一般 養蚕 農業土木 農業機械 農産加工 食糧増産 援助	農業 農業 農業 農業 農業 農業	産業 産業 産業 産業 産業 産業
302010 302020 302030	畜産 家畜衛生 畜産加工	畜産 畜産 畜産	農業 農業 農業
303010 303020	林業・森林保全 林業加工	林業 林業	林業 林業

コード	小 分 類	中 分 類	大 分 類
304010 304020	水産 水産加工	水産	農林 農林水産
401010	鉱業	鉱業	鉱工業
402010 402020 402030 402040 402050 402060 402070 402099	工業一般 化學工業 鐵鉱非鐵金屬 機械工業 織維工業 バルブ・木材製品 食品工業 その他工業	工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業	鉱工業 鉱工業 鉱工業 鉱工業 鉱工業 鉱工業 鉱工業 鉱工業
501010 501020 501030 501040 501099	エネルギー一般 電力 ガス・石油 新・再生エネルギー その他エネルギー	エネルギー エネルギー エネルギー エネルギー エネルギー	エネルギー エネルギー エネルギー エネルギー エネルギー
601010 601020	商業経営 貿易	商業貿易 商業貿易	商業・観光 商業・観光
602010 602020	観光一般 観光施設	観光 観光	商業・観光 商業・観光
701010 701015 701020 701030	人的資源一般 体育 教育 職業訓練	人的資源 人的資源 人的資源 人的資源	人的資源 人的資源 人的資源 人的資源
702010 702020	科学 文化	科学・文化 科学・文化	科学・文化 科学・文化
801010 801020	保健・医療 人口・家族計画	保健・医療 保健・医療	保健・医療 保健・医療
901010 901020 901030 901040 901099	社会福祉 労働 災害援助 食糧援助 その他福祉	社会福祉 社会福祉 社会福祉 社会福祉 社会福祉	社会福祉 社会福祉 社会福祉 社会福祉 社会福祉
999999	その他	その他	その他

## 6. 形態分類コード

形 態 分 類				
コード	形 態 名	形 態 大 分 類	形 態 中 分 類	形 態 小 分 類
11011	研修員受入	技術研修員	一般研修員	一般技術研修員
11012	研修員受入	技術研修員	一般研修員	政府一般要請研修員
11013	研修員受入	技術研修員	一般研修員	第三国研修員
11014	研修員受入	技術研修員	一般研修員	日米合同計画研修員
11016	研修員受入	技術研修員	一般研修員	日韓経済協力研修員
11019	研修員受入	技術研修員	一般研修員	カウンタバート研修員
11030	研修員受入	技術研修員	国際機関研修員	
12000	研修員受入	開発協力研修員		
13000	研修員受入	移住者研修員		
14000	研修員受入	青年招へい研修員		
19000	研修員受入	その他研修員		
21011	専門家派遣	技術専門家	一般専門家	一般技術専門家
21012	専門家派遣	技術専門家	一般専門家	有償派遣等専門家
21030	専門家派遣	技術専門家	国際機関専門家	
22010	専門家派遣	プロジェクト方式専門家	社会開発協力専門家	
22020	専門家派遣	プロジェクト方式専門家	保健医療協力専門家	
22030	専門家派遣	プロジェクト方式専門家	人口家族専門家	
22040	専門家派遣	プロジェクト方式専門家	農林業協力専門家	
22050	専門家派遣	プロジェクト方式専門家	産業開発協力専門家	
23000	専門家派遣	開発協力専門家		
24000	専門家派遣	移住者指導専門家		
25000	専門家派遣	災害援助等協力専門家		
26000	専門家派遣	援助効率促進専門家		
29000	専門家派遣	その他専門家		
31000	調査団派遣	研修員受入調査団		
32000	調査団派遣	機材供与調査団		
32010	調査団派遣	専門家派遣調査団		
33010	調査団派遣	開発調査方式調査団	開発調査調査団	

コード	形態分類			
	形態名	形態大分類	形態中分類	形態小分類
33020	調査団派遣	開発調査方式調査団	海外開発計画調査団	
33030	調査団派遣	開発調査方式調査団	資源開発協力基礎調査団	
34010	調査団派遣	プロジェクト方式調査団	社会開発協力調査団	
34020	調査団派遣	プロジェクト方式調査団	保健医療協力調査団	
34030	調査団派遣	プロジェクト方式調査団	人口家族計画調査団	
34040	調査団派遣	プロジェクト方式調査団	農林業協力調査団	
34050	調査団派遣	プロジェクト方式調査団	産業開発協力調査団	
35000	調査団派遣	専門家等福利厚生調査団		
36000	調査団派遣	専門家養成確保調査団		
37000	調査団派遣	無償資金協力調査団		
38000	調査団派遣	開発協力調査団		
39000	調査団派遣	青年海外協力隊調査団		
39500	調査団派遣	移住事業調査団		
39600	調査団派遣	青年招へい調査団		
39700	調査団派遣	災害援助等協力調査団		
39800	調査団派遣	援助効率促進調査団		
39900	調査団派遣	その他調査団		
41000	協力隊員派遣	一般隊員		
42010	協力隊員派遣	シニア隊員	シニア隊員	
42020	協力隊員派遣	シニア隊員	調整員	
43000	協力隊員派遣	国連ボランティア		
51010	移住者渡航	事業団扱い移住者	自費移住者	
51020	移住者渡航	事業団扱い移住者	渡航費支給移住者	
51030	移住者渡航	海外開発青年	海外開発青年	
90000	その他			

## 7. 調査種類コード

開 発 調 査	プロジェクト方式技術協力
事前調査 140	研究・基礎調査 210
本格調査	事前調査 240
現地調査 151	本格調査
現地作業監理 153	実施協議調査 251
報告書説明 155	実施設計調査 252
事業効率促進調査	巡回指導調査 253
フォローアップ調査 180	計画打合せ 255
現地セミナー 190	機材管理調査 258
プロジェクト研究調査 110	アフターケア調査 270
(選定確認調査 120)	(選定確認調査 220) (効果測定調査 257)
無 債 資 金 協 力 調 査	開 発 協 力 調 査
基礎調査 510	基礎一次調査 310
事前調査 530	基礎二次調査 320
基本設計調査 541	開発計画調査 330
報告書説明 545	計画打合せ調査 340
実施促進調査 560	現地作業監理 350
フォローアップ調査 570	関連施設整備事前調査 371
計画打合せ 520	関連施設整備実施調査 372
契約促進調査 561	投融資審査等調査 380
実施状況調査 562	地域開発効果等評価調査 385
評価調査 580	(関連施設整備調査 370)

( ) は62年度以前の調査

研修員受入調査		災害援助等協力調査	
第三国研修事前調査	400	難民救済協力調査	610
第三国研修実施協議	401	災害援助協力調査	620
帰国研修員巡回指導	403		
研修等施設整備調査	404		
特別案件調査	405		
(第三国研修評価)	402		
青年招へい調査		援助効率促進調査	
実施協議	470	形成・確認調査	710
現地プログラム実施	471	事業評価調査	720
アフターケア調査	473	基礎研究調査	730
計画打合せ	474		
(現地調査)	472		
機材供与調査		その他の調査	
機材現地調査	410	専門家派遣調査	480
機材修理	411	専門家等福利厚生調査	420
機材据付指導	413	専門家養成確保調査	430
(機材評価)	412	青年海外協力隊調査	450
		移住事業調査	460

( ) は62年度以前の調査

## 8. 調査事項コード

開発調査費		海外開発計画調査費		開発協力費	
01	事前調査	01	技術調査	01	基礎一次調査
02	実施調査	02	プロジェクト選定確認	02	基礎二次調査
03	長期調査	03	技術調査団長期派遣	03	開発計画調査
04	アフターケア調査	04	大規模開発協力基礎調査	04	計画打合せ
05	地形図作成調査	05	フォローアップ調査	05	作業監理
06	林業資源調査	06	大型工業技術協力調査	11	社会開発
07	水産資源調査	07	アジア工業化総合調査	12	鉱工業
08	実証調査			20	投融資審査等調査
10	実施設計調査			25	地域開発効果等評価調査
15	維持管理調査			30	現地実証調査
30	地下水開発調査				
40	大規模開発プロジェクト調査				
45	パナマ運河代替案調査				
50	特定地域技術協力調査				
70	事業効率促進調査				
資源開発基礎調査費		無償資金協力費			
01	資源開発調査	01	事前調査		
02	地域開発計画調査	02	計画打合せ		
03	プロジェクト選定調査	03	調査実施		
04	フォローアップ調査	04	報告書説明		
05	事前・協定折衝	10	基礎調査		
06	鉱物資源基本図調査	20	実施促進調査		
07	大規模プロジェクト	21	フォローアップ調査		
08	海洋資源調査				
09	レアメタル総合開発調査				
特別案件調査		援助効率促進費			
20	特別案件調査	01	形成・確認調査		
21	調査実施	02	事業評価調査		
22	報告書説明	03	基礎研究調査		
60	プロジェクト研究				
71	プロジェクト形成基礎調査				
72	援助評価調査				
75	フォローアップ調査				

( ) は 62 年度以前の調査

技術協力センター費		保健医療協力費		農林業協力費	
01	事前調査	01	事前調査	01	事前調査
02	実施協議	02	実施協議	02	実施協議
03	実施設計調査	03	実施設計	03	実施設計
04	巡回指導	04	巡回指導	04	巡回指導
05	計画打合せ	05	計画打合せ	05	計画打合せ
07	機材修理	07	機材修理	07	機材維持管理
08	基礎調査	08	基礎調査	08	基礎調査
09	事後調査	09	事後調査	09	遺伝資源収集・保存調査
10	アフターケア	10	アフターケア	10	アフターケア
		11	機材実施計画策定調査	20	プロジェクト会議
(06)	エバリュエーション)	(06)	エバリュエーション)	(06)	エバリュエーション)
人口家族計画協力費		産業開発協力費		機材供与費	
01	事前調査	01	事前調査	01	据付指導
02	実施協議	02	実施協議	11	実施計画調査
03	実施設計	04	巡回指導	12	巡回修理
04	巡回指導	05	計画打合せ		
05	計画打合せ	07	機材修理	(13)	評価
07	機材修理	10	アフターケア		
08	基礎調査				
10	アフターケア				
(06)	エバリュエーション)	(06)	エバリュエーション)		
災害援助等協力費		研修員受入費		青年招へい費	
01	災害援助協力調査	01	第3国研修調査	01	業務打合せ
02	難民救済協力調査	02	帰国研修員アフターケア		
		03	研修等施設整備調査		
		04	特別案件調査		

( ) は 62 年度以前の調査

9. 身分（出身区分）コード

身 分	コード
国家公務員	1
地方公務員	2
特殊法人（JICA を除く）	3
民間	4
自営	5
JICA 特別嘱託	6
JICA 役職員	7
国際協力専門員	8
無職	9
JICA 専門技術嘱託	0

10. 号（団員の格付）コード

号	コード
特 号	0
1 号	1
2 号	2
3 号	3
4 号	4
5 号	5
6 号	6

11. 性別コード

性 別	コード
男	1
女	2

12. 費用出所コード

費 用 出 所	コード
事業団予算（通産委託分を含む）	1
外務省（本省予算）	2
農林水産省予算	3
通産省（本省）予算	4
その他省庁予算	7
その他	9

13. 専門家長短区分

長 短 区 分	コード
短 期	1
長 期	2

14. 研修員レベル

研 修 員 レ ベ ル	コード
準 高 級 ・ 高 級 研 修 員	1
一 般 研 修 員	2

15. 受入形態（研修区分）

形 態	コード
集団コース	10
特別案件	15
個別研修	
単発	20
政府一般要請	22
カウンターパート	24
国際機関	26







11